障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

記載例（特定・障がい児相談支援事業）

指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援事業所

△△△＜事業所の正式名称を記載＞　運営規程

**（事業の目的）**

第１条　○○○＜設置者（法人名）を記載＞（以下「事業者」という。）が開設する△△△＜事業所の正式名称を記載＞（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障がい児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

**（運営の基本方針）**

第２条　事業は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を当該利用者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

３　事業者は、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

５　事業の実施に当たっては、前３項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守する。

**（事業所の名称等）**

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 △△△＜事業所の正式名称を記載＞

(2) 所在地　　福岡市○区○○丁目○番○号

**（従業者の職種、員数及び職務内容）**

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　１名（常勤・相談支援専門員と兼務　※兼務の場合に記載）

　　　　管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うととともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員　○名以上（常勤職員○名以上・うち１名は管理者兼務　※兼務の場合　　に記載）

　　　　相談支援専門員は、利用者等からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

　(3) 事務職員　○名以上

　　　　事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

**（営業日及び営業時間）**

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。

※お盆や年末年始に休業する場合は、具体的な日付を提示してその旨を記載してくだ　さい。

(2) 営業時間　午前○時から午後○時までとする。

**（指定計画相談支援の提供方法及び内容）**

第６条　事業所で行う指定計画相談支援の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

相談支援専門員は基本相談支援についても対応する。

(2) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じ行う。

(3) サービス等利用計画の作成の開始

(ｱ) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等の希望等を踏まえ、利用者等の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者等の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにするとともに、利用者等の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援、指定障がい児通所支援又は指定地域相談支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）に加えて、指定障がい福祉サービス等以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努める。

(ｲ) 利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障がい福祉サービス等を実施する者（以下「指定障がい福祉サービス事業者等」という。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等又はその家族に対して提供する。

(4) アセスメントの実施

(ｱ) 適切な方法により、利用者等について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

(ｲ) アセスメントの実施に当たっては、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行う。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

(5) サービス等利用計画案の作成

(ｱ) アセスメントに基づき、当該地域における指定障がい福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。

(ｲ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害者総合支援法第19条第１項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ｳ) サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。

(6) サービス担当者会議の開催等

支給決定又は地域相談支援給付決定（以下「支給決定等」という。）が行われた後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

(7) サービス等利用計画の作成

(ｱ) 前号の担当者の専門的な見地からの意見を踏まえたサービス等利用計画案の内容について利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

(ｲ) サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する。

(8) モニタリングの実施

(ｱ) サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者等についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

(ｲ) モニタリングに当たっては、利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに、利用者等の居宅、精神科病院又は障がい者支援施設等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

(ｳ) サービス等利用計画の変更は、サービス等利用計画の作成と同様の手順で行う。

(9) 指定障がい者支援施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報の提供等

(ｱ) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者等がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者等が指定障がい者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ｲ) 指定障がい者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者等又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(10) 前各号に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行う。

**（指定障がい児相談支援の提供方法及び内容）**

第７条　前条の規定は、事業所で行う指定障がい児相談支援の内容及び提供方法について準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障がい児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障がい児支援利用計画」と、「障害者総合支援法第19条第１項に規定する介護給付費等」とあるのは「児童福祉法第21条の５の５第１項に規定する障害児通所給付費等」と、「指定障がい者支援施設等」とあるのは「指定障がい児入所施設等」と読み替えるものとする。

**※地域生活支援拠点等の機能を担う事務所として区障がい者基幹相談支援センターへ届出後、市障がい者基幹相談支援センターが登録した事業所は、リストの状況に応じて以下を追記し、条文を繰り下げてください。**

**（地域生活支援拠点等の機能を担う事務所）**

第８条　事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の３」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所事業所の利用に関する調整その他必要な支援を行う機能。

(2) 地域の体制づくり

支援が困難な障がい者等に対して、相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、福岡市地域生活支援協議会又は区部会に報告を行う機能。

(3) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障がいなどに専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能。

**（利用者等から受領する費用及びその額）**

第８条　事業者は、指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援を提供した際には、厚生労働大臣が定める基準により、市町村から計画相談支援給付費又は障がい児相談支援給付費の支払を受けるものとする。

２　事業者は、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者等を訪問して指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者等から受けることができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することとする。

　　①　実施地域外から、片道概ね……ｋｍ未満　　　～～～円

　　②　実施地域外から、片道概ね……ｋｍ以上　　　～～～円

３　事業者は、前２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対して交付する。

４　事業者は、第２項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

**（計画相談支援給付費及び障がい児相談支援給付費の額に係る通知等）**

第９条　事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費又は障がい児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該計画相談支援給付費又は障がい児相談支援給付費の額を通知する。

２　事業者は、利用者等から法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付する。

**（通常の事業の実施地域）**

第10条　通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

○○○市全域

△△△町全域

**（主たる対象者）**

第11条　事業所において指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。（事業の主たる対象とする障がいの種類を定めない場合には記載しなくてもかまわない）

(1) 身体障がい者

　(2) 知的障がい者

　(3) 精神障がい者

　(4) 障がい児（児童福祉法に定める障がい児）

　(5) 難病等対象者

|  |
| --- |
| ※注　原則として障がいの種類を特定しないこと。 |

**（人権の擁護及び虐待の防止に関する措置）**

第12条　事業者は、障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止等に関する責任者の選定

　(2) 成年後見制度の利用支援

　(3) 苦情解決体制の整備

　(4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底

　(6) その他、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

**（感染症対策に関する事項）**

第13条　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並び　　　　　　に訓練の定期的な実施

**（業務継続計画の策定に関する事項）**

第14条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を継続的に提供するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

**（契約内容の報告等）**

第15条　事業所は、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告する。

２　事業所は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出する。

**（提供拒否の禁止）**

第16条　事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

**（サービス提供困難時の対応）**

第17条　事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業所又は指定障がい児相談支援事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

**（緊急時等における対応方法）**

第18条　現に計画相談支援及び障がい児相談支援の提供を行っているときに利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

**（事故発生時の対応）**

第19条　事業者は、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録する。

３　事業者は、利用者等に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

**（苦情解決）**

第20条　事業所は、提供した指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

３　事業所は、利用者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力する。

**（その他運営についての重要事項）**

第21条　事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修　　　採用後○か月以内

(2) 継続研修　　　　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者等又は家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者等又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存しなければならない。

５　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援を提供した日から５年間保存しなければならない。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、○○○＜法人名を記載＞と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和　　年　月　日から施行する。

|  |
| --- |
| この運営規程例は、指定特定相談支援事業と指定障がい児相談支援事業を併せて実施する場合のモデル運営規程です。  指定特定相談支援事業のみを実施する場合は、特定相談支援事業用のモデル運営規程を使用してください。 |